

平成28年度 事業計画

平成28年度は、「第2期中期経営改善計画（平成28年度～32年度）」に基づき、各事業に取り組む。

「第1期中期経営改善計画（平成23年度～27年度）」における計画目標が達成できなかった分収造林契約の変更等については、重要な経営改善事項であることから、特に分収割合の変更および契約期間の延長に重点的に取り組んでいく。

平成27年度から開始した計画的な木材の生産および販売については、森林の生育状況や契約変更の状況等を踏まえた事業地毎の伐採計画を作成し、土地所有者等との協議を経て実施する。また、その他の事業地については、引き続き、森林の適切な保育管理に努める。

「中期経営改善計画」の進行管理については、引き続き、外部有識者による経営評価委員会の意見を踏まえ、前年度の事業実施状況について自己評価を実施し、その評価結果を踏まえて、次年度の事業内容や実施方法の改善等を行う。

これらの取組により、健全な経営の確保を図り、琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくりに取り組んでいく。

1. 森林整備

①分収造林事業

森林の持つ水源涵養をはじめとした公益的機能の持続的発揮を図るため、補助制度を最大限に活用しつつ、森林の適切な保育管理に努める。

特に、将来の木材生産を見据え、枝打事業と深刻化する獣害被害に対応するため、病害虫獣防除事業を優先的に実施する。

事業別		数量	備考
保育事業	間伐	40 ha	うち利用間伐 20ha
	枝打	150 ha	
	病害虫獣防除	230 ha	クマ、シカの獣害対策
	事業地林分調査	一式	
	計	420 ha	
施設事業	II作業道開設	4,000 m	幅員2.5m
	II作業道補修	400 m	幅員2.5m
	計	4,400 m	

②利用間伐の推進

森林資源の活用のため利用間伐を実施する。

数量	材積	販売収入
20 ha	600 m ³	3,000 千円

2. 木材の生産および販売

①木材の生産

木材の生産については、次のとおり実施する。

なお、実施に当たっては、森林の生育状況や契約変更の状況等を踏まえた事業地毎の伐採計画を作成し、土地所有者等との協議を行う。

【伐採事業地】

No	事業地名	市町名	継続・新規	伐採面積	木材生産量	伐採収益
1	荒張(大谷)	栗東	継続	27 ha	5.3千m ³	17百万円
2	百済寺丁(埋室1)	東近江	継続			
3	八屋戸(普請山)	大津	新規			
4	畑(東側1)	甲賀	新規			
5	多羅尾(沓ノ木原)	甲賀	新規			
6	百済寺丁(埋室2)	東近江	新規			
7	高野(堂ノ後)	東近江	新規			
8	杠葉尾(仙香)	東近江	新規			
9	四手(坂ノ尻)	多賀	新規			
10	梅原(荒谷)	高島	新規			

②木材の販売

木材流通センターを核とした販路を確保し、滋賀県型木材集約化販売に取り組むとともに、山土場で適時適正に仕分けを行い、大口の需要先(製材工場、合板・集成材工場等)への直接搬入により物流コストを抑制するなどの販売を行う。

加えて、公共施設等の木造化・木質化に係る大口の県産材需要に滋賀県と連携して対応するとともに、県産木材流通促進協議会と協調して、近隣諸国への輸出を含めた新たな販路開拓を検討する。

また、近年のバイオマス発電等に需要が期待できることから、全木集材に近い方法により作業道付近まで集材した林地残材等を、採算性に十分考慮して可能な限り販売する。

さらに、木材販売の基盤整備として、伐採計画等の情報を早期に素材生産業者に対して提供し、伐採事業への参画を促す。

3. 財務状況の改善

①分収造林契約の変更・解約

分収割合の変更および契約期間の延長に係る分収造林契約の変更について、全ての土地所有者の合意を得るため協議を継続する。

不採算林の解約については、明らかに採算が見込まれず、周辺森林の伐採に影響が発生しない森林について契約の解約を進める。

区分	平成28年度末目標値(面積ベース)
分収割合の変更に係る分収造林契約の変更	65%
不採算林に係る分収造林契約の解約	62%
契約期間の延長に係る分収造林契約の変更	95%

②受託事業等

事業名	受託元	内容
関西・中部電力鉄塔敷巡視路除草	(株)シーテック等	巡視路等除草
分収林契約適正化業務	分収林施業転換促進滋賀県協議会	分収造林契約の長伐期化・解約に関する契約変更推進活動等

③長期借入債務の弁済

平成23年3月30日に成立した特定調停の調停条項に従い、平成28年6月30日までに平成27年度の伐採に基づく収益を滋賀県および兵庫県に弁済する。

4. 組織体制の改善

①人材の育成・確保

木材の生産や販売に向けて必要な知識・技術等を習得するための研修等を実施し、人材育成を図る。

5. その他経営の改善

①関係者への情報の提供・発信

琵琶湖・淀川の水源涵養やCO₂吸収等の公社林の公益的機能、森林整備や経営の状況等について、公社ホームページ等を通じ、土地所有者や社員、滋賀県をはじめとする琵琶湖・淀川流域の住民、企業等に対して情報の提供・発信を行う。

また、「びわ湖環境ビジネスメッセ」等のイベントに参加し、木材生産・販売や「企業の森」の導入等に関する情報の提供・発信を行う。

②計画の進行管理

毎年度の事業計画に対する実施状況等について、経営評価委員会の意見を踏まえつつ自己評価を行い、その結果を踏まえ、必要な場合は次年度の事業内容や実施方法の改善等を行う。

③関係者への支援要請と連携

保育事業、伐採事業等を計画的に推進していくため、滋賀県等に対し支援・協力の要請を行うとともに、関係者との連携を進める。

6. 林業労働力確保支援センター（林業労働力対策事業）

森林整備の担い手である林業労働者の育成、確保に向け、林業事業体に対し雇用管理の改善や事業の合理化を促すとともに、林業の現場を担う技能者の養成に努める。

事業名	受託元	事業内容
林業雇用管理改善事業	全国森林組合連合会	相談指導業務、雇用情報収集・提供、コンサルタントによる相談
緑の雇用担い手対策事業	滋賀県森林組合連合会	林業事業体に対する監督・検査
森林組合人材育成事業	滋賀県	森林組合の人材を育成するための研修・個別指導
林業労働力対策事業	—	林業労働力育成協議会の開催、全国支援センターへの参加
林業就業促進資金貸付事業	—	新たに林業に就業する者等に対する林業就業促進資金の貸付